|  |  |
| --- | --- |
| 　平成　28年　　月　　日　　時　　分　受理 | 受付順位 |
|  |  |
| 提出者に対する質疑通告書　藤枝市議会議長　　水野　明　様藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞　 |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 |
| 第56号議案平成28年度藤枝市病院事業会計補正予算（第1号） | 1、患者給食業務委託仕様書について。①　平成28年4月27日第1回栄養委員会（臨時）の議事録によれば、同日、藤枝市立総合病院患者給食業務委託仕様書（案）が「栄養委員会において承認された。」と記載されている。この患者給食業務委託仕様書は、業務委託の基本的要件を定めたものだと理解するが、それでよろしいか。②　患者給食業務委託仕様書が業務委託の基本的要件を定めたものだとすれば、本件議案を審議するのに必要な重要資料である。仕様書の全文写しの提出を求めるが、いかがか。③　藤枝市情報公開条例による公文書開示に関し、本年7月17日、病院事業管理者は藤枝市立総合病院患者給食業務委託仕様書（案）の非開示を決定した。その理由は「事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とされているが、患者給食業務委託仕様書（案）のどのような事項が、公にすることにより給食業務委託契約の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか。④　患者給食業務委託仕様書が業務委託の基本的要件を詳細に定めたものだとしても、この仕様書により契約した委託業務が、受託者により仕様書どおりに行われない場合、契約違反が起こる場合が予測される。これが起こらないよう、又は早期に見出して是正措置（指導）を図る体制の整備が必要かつ重要と思われる。これについては、どのような体制を考えているか。2、患者栄養指導の実績と今後の取り組みについて。①　給食調理業務を委託化した後の臨床栄養科の業務は、1日1,000食前後の献立業務をおこないつつ、患者栄養指導に力点を移す方針のようである。直近３か年の各年度栄養食事指導件数と指導料収入額はどれほどか。委託後3か年の同指導件数と指導料収入はどれほどの計画か。この栄養指導面での増収額はどれほどと見込んでいるか。②　診療報酬改定による影響について。　本年4月の診療報酬改定で、栄養食事指導料が初回260点、2回目200点と増額された。その一方、初回は30分以上、２回目は20分以上の指導時間となり、管理栄養士の業務量も増えることになった。本年4月から7月までの指導状況などの実績はどのようであるか。③　委託後の臨床栄養科の人員体制はどのように計画しているか。④　栄養指導の推進により、患者在院日数の短縮に寄与する、ということだが、現実にどれほどの短縮が期待できるか。3、プロポーザル公募について。　プロポーザル公募に、どのようなことを期待するのか。 |